

設 立 趣 意 書

平成25年12月、国会に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」案が提出された。この法案は、本来「賭博」罪として処罰の対象となるべきカジノ賭博について、一定の条件のもとに解禁することを推進するものであるが、我が国は、古来賭博を禁止してきた永い歴史をもっている。賭博が人や社会を破壊するというのは、私たちが先人たちから受け継いできた経験則であり、賭博の禁止は私たちが守り、次代に引き継ぐべき伝統である。

カジノ賭博場は、同法案自身がいみじくも指摘するとおり、「依存症」の蔓延、「犯罪」の助長、「治安」の悪化、「青少年の健全育成」への悪影響といった諸問題を生じさせる。とりわけ、我が国にはすでに500万人ともいわれるギャンブル依存症の患者が存在し、ギャンブル依存症の問題は実に深刻である。ギャンブル依存症は慢性、進行性の疾患であり、完治することはなく、放置すれば死に至るという重篤な症状をきたす。また、カジノ賭博場の設置は、窃盗、強盗、殺人、放火などの犯罪の多発をもたらすことになる。

一方、カジノ賭博は、低迷する経済の起爆剤の役割を期待されているが、治安維持費、犯罪による被害額、犯罪者の刑事処遇費、依存症患者の治療費、ギャンブルから青少年を遠ざけるための特別な教育費など、社会政策上のギャンブルコストがかさみ、社会全体として利益が上がるといえるのかは疑問であるし、仮に利益があがるとしても、負ける人たちの存在を前提とする経済対策が健全であるはずがない。

また、カジノ賭博場を設置するのかどうかは「まちづくり」の問題である。私たちは、次代を担う子どもたちの賭博に対する抵抗心を低下させ、また、負ける人たちの存在を前提とする「まちづくり」を断固拒否する。

私たちは、全国各地に広がるカジノ賭博場設置に反対する人々と広範に連携して、日本中のどこにもカジノ賭博場を設置させないための全国的な取組みを行なうために、「全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会」を設立するものである。

平成26年4月12日

全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会設立総会参加者一同